相続(包括遺贈を含む。)により承継する相続税及び加算税について

| あなたが、被相続人 | 殿の相続(包括遺贈を含む。)により承継する相続税 |
|--|---|
| 及び加算税の額(「相続税の | 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知 |
| により新たに納付すべき又は減少 | する税額」の各欄の金額)は、国税通則法第5条の規定により民 |
| 法第900条《法定相続分》、同法 | 第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相 |
| 続分の指定》に定める割合に従い | 、次のとおり計算されています。 |
| 納付すべき 「減少する本税の額」欄の形 | 台東百 |
| | |
| (基礎となる税額) | (相続分) |
| 円× | A 円 |
| 「○課税標準等及び税額の | :、「相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書」の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「②(「額」欄)の額から左欄(「当初課税額(額)」欄) |
| 納付すべき 2.「減少する 加算税の額」欄の | D税額 |
| 上記1のAの税額の内訳 | ,申告加算税に対応する本税の額円 |
| ※ イ以外の金額があるときは、「加算税の に | ェ 重加算税に対応する本税の額円 |
| 基礎となる税額の計算明細書(相続税)」 により各金額を計算しています。 | 、上記以外の本税の額円 |
| (1) 申告加算税 | |
| (基礎となる税額) | (加算税の割合) |
| 0,000円 | × /100 = В 円 |
| (基礎となる税額) | (加算税の割合 (国税通則法第 条第2項適用分)) |
| 0,000円 | × 5/100 = C 円 |
| | |
| 申告加算 | 類(B+C) 円 |
| (2) 重加算税 | |
| (基礎となる税額) | (加算税の割合) |
| 0,000円 | × <u>/100</u> = 円 |
| (注) 上記(1)、(2)の基礎となっ の10,000円未満の端数を | る税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額 切り捨てたものです。 |
| 納付すぐ 3 「納税猶予税額控除後の」。 | |
| (基礎となる税額) | (相続分) |
| (金帳になる沈銀) | (TERNIZA) |
| H | × |
| (注) 「(基礎となる税額)」は | |
| The country of the co | |
| man to the second to the secon | ○計算明細」の「申告納税額(②一②一②一②)」欄の右側 左欄(「当初課税額(額)」欄)の額を減算した額です。 |

| 【代理人記入欄】 住 所 住 所 氏 名 | 平成 年 国(- 被相続人との続柄 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 情算課税選択届出者)に関 | 原 売柄 の被相続人 の規定を受い |
|---|---|----------------------------|
| (代理人記入欄 | 平成 年 国(- 国(- 国(- 国())) () () () () () () () (| 原 売柄 の被相続人 の規定を受い |
| 代理人記入欄】 所 名 名 作用 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 | 版(- 被相続人との続柄 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 構算課税選択届出者)に関 成 年 月 | 原 売柄 の被相続人 の規定を受い |
| 所名 (所在地) フリガナ 大名又は名称 者 生 年 月 日 (| 被相続人との続柄 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 法第21条の9第3項の規 情算課税選択届出者)に関 成 年 月 の者は、相続時精算課税選択 | 売柄 の被相続人の規定を受け |
| 名 (印) オナ | 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 持算課税選択届出者)に関 成 年 月 域 年 月 | 売柄 の被相続人の規定を受け |
| 名 (印) オナ | 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 持算課税選択届出者)に関 成 年 月 域 年 月 | 売柄 の被相続人の規定を受け |
| 移先 | 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 持算課税選択届出者)に関 成 年 月 域 年 月 | 売柄 の被相続人の規定を受け |
| 私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記の贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第33ものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。 開示対象者に関する事項 住所又は居所 (所在地) 過去の住所等 フリガナ 氏名又は名称 (旧姓) 生年月日 被相続人との続柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者 | 月1日以後に下記2の被 法第21条の9第3項の規 持算課税選択届出者)に関 成 年 月 域 年 月 | の被相続人 |
| の贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第33ものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。 開示対象者に関する事項 住所又は居所 (所在地) 過去の住所等 フリガナ 氏名又は名称 (旧姓) 生年月日 被相続人との続柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者 | 大第21条の9第3項の規 情算課税選択届出者)に関 成 年 月 が者は、相続時精算課税選択 | の規定を受り |
| (所 | 成 年 月 | に関する事項 |
| (所在地) 過去の住所等 フリガナ 氏名又は名称 (旧姓) 生年月日 被相続人との統柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者 | 成 年 月 | に関する事項 |
| 過去の住所等 フリガナ 氏名又は名称 (旧姓) 生年月日 被相続人との続柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者 | 成 年 月 | に関する事項 |
| フリガナ 氏名又は名称 (旧姓) 生年月日 被相続人との統柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者) | 成 年 月 | に関する事項 |
| 氏名又は名称 (旧姓) 生年月日 被相続人との続柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者) | 成 年 月 | に関する事項 |
| (旧姓) 生年月日 被相続人との続柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者) | 成 年 月 | に関する事項 |
| 生年月日 被相続人との続柄 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者) | 成 年 月 | に関する事項 |
| 被相続人との続柄 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者 | 成 年 月 | に関する事項 |
| 被相続人に関する事項 3 承継された者(相続時精算課税選択届出者 | 成 年 月 | に関する事項 |
| フリガナ | 者は、相続時精算課税選択 | |
| 過去の住所等 氏名 | 者は、相続時精算課税選択 | |
| フリガナ 生年月日 | 者は、相続時精算課税選択 | |
| | |] 月 |
| 氏 名 精算課税適用 上記の者は、相続時精算調 | | |
| 生年月日 者である旨の | | |
| 相続開始年月日 平成 年 月 日 記載 署へ提出 | | しています。 |

(資5-56-A4統一) (平20.10)

| · | أنمدر | | | | 受 | 住 所 又は 居 所 | Ŧ | 電話(| н н | |
|-----|------------|-------------------------|-------------------------|-------------|----------|---|------------------------------|------------------------------|-------------|----|
| ÿ= | 平 | | 月 務署長 | | 贈者 | フリガナ 氏 名 (生年月日) 特定贈与者との続柄 | (大・昭 | 年 | 月 日) | |
| カュリ | 上記 | 受贈者が、 与により取 ことに同意 | 平成 得した_ します(| 年分の (適用を | 贈・受 | 課税の特例を適 与税の申告書を の ける特例の□の 1項(特定同族株式 | 提出するにあた 株式(出資) 中にレ印を記ん | たり、特定贈- について、み 人してください | の特例の規定の対 | 適用 |
| J. | | | | | 5.1 | 1項(特定同族株式 | | | 除の特例) | |
| | | フ 氏 | リ ガ | ナ 名 | | . 住 | 所又は | 居所 | 特定贈与者との 続 柄 | |
| | 特定贈 | | | É | D) | - | | | | |
| | 与者 | | | E | <u>,</u> | - | | | | |
| | の推定 | | | E | D) | - | | | | |
| | 相続人 | | | E | D | + | | | | |
| | | | | E | D) | | | | | |
| (注 | E) 上 | 記の欄に記 | 入しきれ | ないとき | | 、適宜の用紙に記 | 己入して添付して | ください。 | | |
| 2 ‡ | 寺定則 | | 定 <mark>相続人</mark> 名 | 特 | 宇定 | 行方不明の者が 贈与者の推定相 事情その他参考 | 続人のうちに | 行方不明の者 | がいる場合の | |
| 2. | | | | | | | | | | |
| (注 | :) <u></u> | 記の欄に記 | 入しきれ | ないとき | e (t | 、適宜の用紙に訂 | 己入して添付して | ·ください。 | | |

整理簿

平成___年分 特定路線価設定申出書

| 第署受价多 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
|---|---|----|
| 税務署長 | _ | |
| 平成年月日 | 申 出 者 住所(所在地) (納税義務者) | |
| | 氏名(名称) | 卸 |
| | 職業(業種) | |
| | 路線価の設定されていない道路のみに接している土地 特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。 | 等を |
| 1 特定路線価の設定を必要とする理由 | □ 相続税申告のため(相続開始日年月 被相続人(住所 氏名 職業 □ 贈与税申告のため(受贈日年月日) | |
| 2 評価する土地等及び特 定路線価を設定する道路 の所在地、状況等 | 「別紙 特定路線価により評価する土地等及び価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」の の | |
| 3 添付資料 | (1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日年月日 (4) その他 | |
| 4 連絡先 | 〒 住 所 氏 名 職 業 電話番号 | |
| 5 送付先 | □ 申出者に送付 □ 連絡先に送付 | |
| * □欄には、該当するものに | 1 S P 189 1 1 15 188 W | |

(資9-29-A4統一)

| 通信日付 | 印の年 | F月日 | 確認印 | 番 | 号 |
|------|-----|-----|-----|---|---|
| 年 | 月 | B | | | |

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を 行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

| 2000 part | 2 | 区成年_ | 月 | 日 |
|--|-------------------|----------------|-------|------------|
| | | | | |
| | = | | | |
| | 届出者住所 | | | |
| | 氏名 | | | 印 |
| | The second second | 番号 | 1- |) |
| | | | | |
| | | | | |
| 租税特別措置法第70条の4第1項又は第 | ₹70条の6第1項 | の規定の適用 | 目を受けて | いる農 |
| 地等について、次のとおり収用交換等によ | る譲渡をしたの | で、納付する | べき利子税 | につい |
| て同法第70条の8第1項又は第3項の規類 | 亡の適用を受ける | ため、同条 | 第2項又に | は第5項 |
| の規定により関係書類を添付して届け出ま | す。 | | | |
| ny. L | | 071.T | | |
| 農地等の 相続(遺贈) を受ける | た年月日 | 昭和 平成 | 年 | 月日 |
| 贈与者住 | | 氏 | | |
| 被相続人所 | | 名 | | |
| 1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 | | | | |
| (1) 所在場所 | | | | |
| (2) 地 目 | | ************** | 0 | ** |
| (3) 面 積 | | | | n |
| (注) この欄に書ききれない場合には「届日 | 出書(付表)」に | 記載してく | ださい。 | |
| 2 農地等の譲渡をした日 | | 亚战 | 在 | B F |
| 2 展記等の解放とした日 | | ······· +//X | | _/3, |
| 3 農地等の譲渡先 所在地 | | | | |
| tz 44- | | | | |
| 名 称 | <u> </u> | | | |
| 4 その他参考事項 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 20 | | | | |
| 9 | | | | |
| | | | | |
| 5 | | | | |
| ※ 添付書類 | | | | |
| ※ 添付書類公共事業施行者の証明書 | 0 | | | |

(資12-56-A4統一)

(裏)

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項)の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用(この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。)を受けようとするときに使用してください。

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限(収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日)までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める 場合には、軽減の特例の適用が認められます。

2 記載要領

- (1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。
- (2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄
 - イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。
 - ロ この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。
 - (注) 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された 「譲渡を受けた農地等」と同じになります。
- (3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方(公共事業施行者)を記載してください。

- (注) 「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した 公共事業施行者と同じになります。
- (5) 「その他参考事項」欄
 - イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである 場合には、その旨を記載してください。
 - ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合 には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

- (1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類
- (2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類 (例えば分筆等後の登記事項証明書)

※印は記入しないでください。

| 信日作 | 押の句 | F月日 | 確認印 | 番号 | _ |
|-----|-----|-----|------|-----|---|
| 年 | 月 | 日 | | | |
| 書 | | | 整理簿番 | 号 ※ | 1 |

| | | 1 | 1 1 | | |
|--|---|---|------------------------------|-----------------|--------|
| | 年 月 | 月 | | | |
| 営農困難時貸付けに関する届 | 出書 | 整理 | 簿番号 | * | |
| 税務署受付印 | | 18 | 平成 | F月_ | E |
| and a second | | | | | |
| 税務署長 | | | | | |
| 届出者 住 所 | | | | | |
| 氏 名 | | | 話 | | - 20 |
| 租税特別措置法 第70条の4第21項 第70条の6第27項 に規定する営農困難問 | | った下記の特 | F例農地等 | 等につい" | T |
| は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届 | 届け出ます。 | | | | |
| 贈与者又は被相続人等に関する事項 | | | | | |
| 曽 与 者 住 所 | 氏名 | i | | | |
| 届出者が 贈 与 者 | 三月日 | 昭 和 平 成 | 年 | 月 | Ħ |
| 特例農地等について自己の農業の用に供することが | 困難となっ | た事由に関 | する事項 | Į | |
| 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった | と年月日 | 平成 | 年 | 月 | Ħ |
| 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった 囲んでください。) (1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である | 精神障害者保 | 健福祉手帳の | 交付を受け | けました。 | |
| | 51級又は2級 | である身体障 | 害者手帳の | の交付を多 | 受ける |
| (2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が した。 | | | | | |
| | 認定を受けま | した。 | | | |
| した。 | | | が2級かり | 51級に3 | 変更 る |
| した。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載 | 成された身体上 「身体障害者手 | の障害の程度 | ていた身体 | 本上の障害 | 害の利 |
| した。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載れました。 (5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新た | はされた身体上 ○身体障害者手 に身体障害手 | の障害の程度 帳に記載され 帳に記載され | ていた身ん ま <mark>し</mark> た。 | 本上の障{ (仏)に該} | 害の利当する |
| した。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載れました。 (5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新た場合を除きます。) (6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不同 | はされた身体上 ○身体障害者手 に身体障害手 | の障害の程度 帳に記載され 帳に記載され | ていた身ん ま <mark>した。</mark> | 本上の障{ (仏)に該} | 書の租当する |
| した。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載れました。 (5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新た場合を除きます。) (6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不定を受けました。 | 成された身体上 「身体障害者手手に身体障害手 可能にさせる故 | の障害の程度 候に記載された 帳候に記載された 降として市町村 名又は | ていた身ん ま <mark>した。</mark> | 本上の障{ (仏)に該} | 書の租当する |
| した。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載れました。 (5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新た場合を除きます。) (6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不定を受けました。 | 成された身体上 「身体障害者手 に身体障害手 可能にさせる故 | の障害の程度 候に記載された 帳候に記載された 降として市町村 名又は | ていた身ん ま <mark>した。</mark> | 本上の障{ (仏)に該} | 書の租当する |
| した。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載れました。 (5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新た場合を除きます。) (6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不定を受けました。 (6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不定を受けました。 (7) とを受けました。 (8) ととして、という。 (8) という。 (9) という。 (9) という。 (9) という。 (9) という。 (10) という。 (11) という。 (12) という。 (13) という。 (14) という。 (15) という。 (15) という。 (16) という。 (17) という。 (17) という。 (18) とい | 成された身体上 「身体障害者手手に身体障害手 可能にさせる故 | の障害の程度 機に記載された に記載された ない ない ない ない はい ない ない はい ない はい ない はい ない ない はい はい ない はい | ていた身付ました。 | 本上の障害 (4)に該 | 書の利当する |

適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなります ので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。)

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

| 関与税理士 | 印電話番 | 号 |
|-------|------|---|
| | | |

(資 12-110-1-A 4 統一)

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
 - (1) (1)を〇で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(2) (2)を〇で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(3) (3)を〇で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護 保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受 けた年月日を明らかにする書類

(4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者 手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月 日を明らかにする書類

(5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) (6)を〇で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(資 12-110-3-A4 統一)

- (1) (1)を〇で囲んだ人
 - イ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類
 - ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第 13 号の届出を受理した旨及び その届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類
- (2) (2)を〇で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために 行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

- ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
 - (イ)届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために 行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑** 化団体の書類
 - (ロ)届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び 届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- (3) (3)を〇で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

- (4) (4)を〇で囲んだ人
 - イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類
 - ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**(届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類)
 - ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類
 - (イ)届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道 府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に 限ります。)
- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業 の実施地域
- ③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は 区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等が2以上の 地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出し てください。)

① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道 府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に 限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化事業を行う法人の書類

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業 の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類

③ 利用権設定等促進事業 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書**類

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について 新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを 行った旨の届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを 証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
 - (1) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害 等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明 らかにする書類

- (2) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人
 - 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (3) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護 認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人
 - 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保 険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受け た年月日を明らかにする書類
- (4) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2級から1級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となっ た人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

(5) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人(4)に該当する人を除きます。)

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限 において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である 障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の 書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさ せる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明 らかにする書類

(資12-111-3-A4統一)

- 2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
 (1) (1)を○で囲んだ人
 - イ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類
 - ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類
 - (2) (2)を〇で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために 行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

- ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
- (イ)届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
- (ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- (3) (3)を〇で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

- (4) (4)を○で囲んだ人
 - イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類
 - ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可 をした年月日を証する**農業委員会の書類**(届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可 を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類)
 - ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類
 - (イ)届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から③に掲げる地域及び区域の いずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道 府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限 ります。)
- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業 の実施地域
- ③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定

又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街 化区域を除きます。)

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は 区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又 は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してくださ い。)

① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道 府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限 ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化事業を行う法人の書類

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業 の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類

③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定 又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街 化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定める ところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村** 長の書類

知 用

| _ | | 平成 | 第 年月 |
|--|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| 所 | | | |
| 所名_ | | | |
| | | | 税 務 署 長 |
| 4.1.1. | ш | | |
| | | | |
| | 公第 70 条の6 の4 第 1 5 の理由により申告された | | |
| た | | - 9月 J 70元 行只 Vノ 一 司3 (C・フ V) | ✓ M4.14次でヘンの目 1、10・地元のうり |
| | ~。 Bめられないこととなっ; | た相続税の額 | 円は. |
| | り、日本銀行(本店、支 | | |
| | | | |
| 又は当税務署へ納付し | てください。 | | |
| 又は当税務署へ納付し ○ 納税の猶予が認めら | | | |
| | | 正当な税額 | /^ 納税の猶予が認められない金額 (イーロ) |
| | れない金額 イ 申告に係る税額 | 2 1/2 1/2 | られない金額 |
| ○ 納税の猶予が認めら | れない金額 イ 申告に係る税額 | 正当な税額 | られない金額 |
| ○ 納税の猶予が認められるA 差引税額(納付すべき税額) | れない金額 イ 申告に係る税額 i) 円 | 正当な税額 | られない金額 (イーロ) |
| (納税の猶予が認められる) (A 差引税額(納付すべき税額) (B 納 税 猶 予 税 額) (C 申告期限までに納付すべき税額 (A - B) | れない金額 イ 申告に係る税額 i) 円 | 正当な税額 | られない金額 (イーロ) |
| 納税の猶予が認められる A 差引税額(納付すべき税額 B 納 税 猶 予 税 額 C 申告期限までに納付すべき | れない金額 イ 申告に係る税額 i) 円 | 正当な税額 | られない金額 (イーロ) |
| (納税の猶予が認められる) (A 差引税額(納付すべき税額) (B 納 税 猶 予 税 額) (C 申告期限までに納付すべき税額 (A - B) | れない金額 イ 申告に係る税額 i) 円 | 正当な税額 | られない金額 (イーロ) |

(資 12③-7-2-A 4 統一)

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

| 1 * | |
|------------|---|
| 秜志 | ┯ |
| | |

23

通知用

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 第 号 平成_____年 月____日 T 住所 氏名___ 税務署長 殿から相続(遺贈)により取得した山林の相続税について、 あなたは 租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出され ましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封 の納付書により、日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)) 又は当 税務署へ納付してください。 ○納税の猶予が認められない理由

(資12③-8-2-A4統一)

23

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

| 4 | 市 | 用 | 日 | 的 |
|---|---|--------------|---|-----|
| 1 | 丈 | \mathbf{H} | _ | נים |

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために 使用するものである。

| | | Q | 第 | |
|-----------|-----------------------|--------------|-------------|----------|
| ₹ | | 平成 | 年月 | <u> </u> |
| 住所 | | | | |
| 氏名 | | | | |
| | | | 税務署長 | |
| | | | | |
| 山林についての |) 相続税の更正に係る | る納税猶予税額の担 | 2 保 提 供 通 | 知 |
| | | | | |
| あなたが | | 取得した特例山林の相続和 | 兇については | 、更 |
| 知書をもって納税雑 | 哲予税額が増加する旨通知し | ましたが、これにより増加 | 加する額につ | いて |
| 猶予の適用を受ける | るためには、担保の提供をし | ていただくことが必要で | + 。 | |
| つきましては、増 | 曽加する納税猶予税額 | 円とこれ! | こ附帯する利 | 子税 |
| 合計額に相当する担 | 旦保を平成年月_ | 日までに提供してくた | ごさい。 | |
| なお、御不明の点 | 京がございましたら当署資産 | 課税(担当)部門まで御い | 車絡ください | 0 |
| | | | | |
| | _{丁政指導の責任者は、} | 税務署長です。 | | |
| ※この文書による行 | | | | |

山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

| 使 | 用 | Ħ | 的 |
|---|---|---|---|
| | | | |

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

| | | | | | 印の年月日 | 確認印 | | | |
|--|---|---|--|---|---|------------------|---|--------------|--------------|
| 山村 | 木についての相続税の | 納税獲 | 善予の 紛 | 迷続 届 | 出書 | T. | 猶予整理 | 海 検 ※ | ĵ |
| 受付印 |)——— | | | | T/Z | - cl) | 年 月 | | |
| | 税 務 署 長 | | | | - | 740 | .T/ | , | |
| | | | | Ŧ | · | | | | |
| | | 届出 | 者 伯 | 三所 | | | | | |
| | | (林業経 | 営相続人) | 71 (55)(4 | | | | | -00 |
| | | | B | 名 (電話番 | П. | | | Y | 即 |
| | | | | (电面台) | 万 | _ | _ |) | |
| 租税特 | 別措置法第70条の6の4第1項の規 | 定によるに | 山林につい | ての相続和 | 党の納税 | の猶予 | を引き続 | いて受け | ナた |
| いので、 | 次に掲げる税額等について確認し、 | 同条第9日 | 頁の規定に。 | より関係書 | 書類を添 | 付して月 | 届け出ま | す。 | |
| 76 mez 29661 2 | | | AND STAN AND TO SHAPE A SAME | | | 100 No. 11 Love | | 1250 | |
| | 山林の相続(遺贈)があった | 年月日 | | | 平成 | 年 | 月 | E | |
| hate den Vete 1 | 住 | | | 氏 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| といいま | 所 出書を提出する日の直前の経営報告基づ。) 基準日における猶予中相続税額 | 準日(以下 | 「今回の基準・・・・・・ | 4日」 | 平成 | 年 | <u> </u> | 月 | |
| この届といいま 今回の (1) 今 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づ。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | [日] | 平成 | 年 | £ . | 月 | |
| この届といいま 今回の (1) 今 | 出書を提出する日の直前の経営報告基 す。) 基準日における猶予中相続税額 | | | [日] | 平成 | —— 年 | <u>. </u> | 月 | |
| この届 といいま 今回の (1) 今日 いま | 出書を提出する日の直前の経営報告基。 す。) 基準日における猶予中相続税額 回の基準日の直前の経営報告基準日(1 す。) における猶予中相続税額 | 以下「前回の | の基準日」と | 4日」 | 平成 | 年 | | 月 | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づ。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回の | の基準日」と | 4日」 | 平成 | 年 | <u> </u> | 月 | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) 基準日における猶予中相続税額 回の基準日の直前の経営報告基準日(よう) における猶予中相続税額 ・ 回の基準日の翌日から今回の基準日ま | 以下「前回の | の基準日」と | 4日」 | 平成 | 年 | <u> </u> | 月 | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 期限 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) 基準日における猶予中相続税額 回の基準日の直前の経営報告基準日(よう) における猶予中相続税額 ・ 回の基準日の翌日から今回の基準日ま | 以下「前回の | の基準日」と | 4日」 | 平成 | 年 | <u> </u> | 月 | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 期限 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) 基準日における猶予中相続税額 回の基準日の直前の経営報告基準日() す。)における猶予中相続税額 ・ 回の基準日の翌日から今回の基準日ま が到来した猶予中相続税額 | 以下「前回の | の基準日」と | 4日」 | 平成 | | | 月 | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 期限 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) 基準日における猶予中相続税額 回の基準日の直前の経営報告基準日() す。)における猶予中相続税額 ・ 回の基準日の翌日から今回の基準日ま が到来した猶予中相続税額 | 以下「前回の | の基準日」と | 4日」 | | 年 | <u> </u> | 月 | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 (3) 獲 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) 基準日における猶予中相続税額 回の基準日の直前の経営報告基準日() す。)における猶予中相続税額 ・ 回の基準日の翌日から今回の基準日ま が到来した猶予中相続税額 | 以下「前回の | の基準日」と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ************************************* | (内_ | | | | l l P) |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 (3) 雑 3 林業経 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回のでの間に納れている。 での間に納れている。 年分 | の基準日」と | #日」 ・・・・・ ・・・・ ・・・・ 申告書の様 | (内 E 出先 | | : : : : : : : : : : : : : : : : : : : | | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 (3) 雑 3 林業経 今日 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回 ⁰ での間に納 での間に納 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の基準日」と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | #日」 ・・・・ ・・・・ ・・・・ 申告書の扱 | (内 | | | | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 (3) 雑 3 林業経 今日 今日 (3) 第 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回 ^の での間に納 での間に納 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の基準日」と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | #日」 ・・・・ ・・・・ 申告書の扱 税 税 | (内_ | | | | (円) |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今 いま (2) 前限 (3) 雑 3 林業経 今日 今日 (3) 第 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回 ⁰ での間に納 での間に納 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の基準日」と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | #日」 ・・・・ ・・・・ 申告書の扱 税 税 | (内 | | | | |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今日 いま (2) 前限 (3) 雑 3 林業経 今日 今日 今日 今日 (1) 今日 (2) 前限 (3) 様 | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回 ^の での間に納 での間に納 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の基準日」と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | #日」 ・・・・ ・・・・ 申告書の扱 税 税 | (内_ | | | | (円) |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今目 いま (2) 前限 (3) 雑 3 林業経 今日 今日 (3) 年 (4) 今日 (5) 今日 (5) 年 (6) 十 (7) 1 (7) | 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回 ⁽ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の基準日」と | 申日」 ・・・・ ・・・・ ・・・・ 税 税 税 | (内_ | 山林所 | | | (円) |
| 1 この届 といいま 2 今回の (1) 今目 (2) 期限 (3) 雑 (3) 雑 (3) 様 (4) 今日 (5) 今日 (6) 十 (7) 十 (7) 十 (7) 十 (8) 十 (7) 1 (7) 1 (| 出書を提出する日の直前の経営報告基づす。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 以下「前回 ⁽ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の基準日」と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 申日」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (内_ 経出先 務署 務署 務署 | 山林所 | | | (円) |